

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷十三第

行發日一月二年五和昭

論叢

國稅地租の課稅標準 法學博士 神戸 正雄

國際價格の理論 文學博士 高田 保馬

經營學論 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

チニルゴの『富の形式と分配』 法學士 山口正太郎

明治政府の貸附金 經濟學士 吉川 秀造

講演

大都市及其附近に於ける交通機關に就いて 法學士 種田 虎雄

雜錄

ドイツに於ける合理化運動の機關 經濟學士 谷口 吉彦

フランスに於ける庶民銀行に就て 經濟學士 松岡 孝兒

米國に於ける生命保險信託に就て 經濟學士 和賀賢治郎

近江愛知郡志を讀みて 經濟學士 菅野和太郎

近着外國經濟雜誌主要論題

(裝 轉 載)

明治政府の貸附金(四)

吉川 秀造

五 貸附金の整理

貸附金の内容に引續き一言すべきは貸附金の整理に關する概略である。既に述べた如く明治政府の貸附金には舊幕貸・宮方貸・舊藩貸・舊藩外國債代償追徴・石高貸・救助貸・勸業貸・雜貸等の種目を存するのであるが、此の中舊幕貸は既に明治五年に於て棄捐に附せられ、又雜貸は明治十四年の設置に係るものであるから、明治五年以後十三年に至る迄に於ける貸附金は回收の方面より見ればこの兩者以外の六種を存したのみである。而して此等の貸附金の回收の方法に關しては既に夫々の項に於いて其の大概を述べた所であるが、政府は各府縣知事をして夫々の方法に従つて各貸附金を徵收せしめ、之を大藏省に納付せしめたのである。然るに明治十三年に至り貸附金の新規貸出は原則として廢止せられ、爾後貸附金に關しては寧ろ回收の方面を主とせらるゝ事となつたから、即ち翌十四年五月各府縣へ「諸貸下金取扱順序」¹⁾を達して各種貸附金の徵收處理に關する規則を定め、且つ從來の勸業貸中より雜貸なる種目を分離せしめて貸附金の種目を七種とした。尙ほ既述の如く明治十四年度乃至十六年度に於て準備貸附金を總て常用部へ編入したから、

1) 明治十四年五月十三日、大藏省乙第八號達。

府縣の取扱に係はる右の七種の外に此の準備貸附に屬する各廳營業資本貸・各廳繰替貸・銀行會社人民貸の三種を存したのである。併し右の貸下金取扱規則は單に府縣廳に於ける貸附返納金の取扱手續を規定したるに止り、貸附金の整理に關する具體的方法は何等設けられてゐなかつた。そこで明治十九年四月に至り新に「諸貸附金整理順序」²⁾を各府縣に達し、返納金の處理方法のみならず貸附金の整理に關する府縣の權限をも定め、以て貸附金の整理を計らんとしたのである。即ち先づ貸附金の種目に於いて整理を加へ、從來の石高貸・宮方貸・外國債追徴・救助貸・雜貸の五種目を併合して雜種貸とし、又府縣の豫備金・繰替金等を含めて繰替貸なる種目を設け、結局貸附金を舊藩貸・勸業貸・繰替貸・雜種貸の四科目に區分した。次に又年賦返納金の繰上一時返納の許可、舊藩貸金の利引一時返納の許可、負債者の失踪又は身代限の場合の處分等は各府縣限り之を行ふ事を許し、返納年月賦の變更又は債務の移轉の出願、貸附金の抵當品の増減又は交換の出願、貸附金の棄捐又は利子の減却免除等に際しては意見を具して大藏省に經伺の上處分せしめる事とした。更に又從來舊藩貸にのみ限られてゐた一割利引返納の特典を太政官への伺定に依つて各種の貸附金にも及ぼす事を得せしめ、以て返納金の完納を速かならしめん事を計つたのである。尙ほ貸附金の種目に就いては右の整理順序に定むる四種の外に準備貸附に屬するものを存するは従前の如くであるが、その中各廳繰替貸は右の四種中の繰替貸に包含せられ、各廳營業資本貸は官業資本貸、銀行會社人民貸は民業資本貸と夫々名稱を改められた。

然るに我國の政治組織に根本的の變革を與ふべき帝國議會の開設が當時に至つて目前に迫つて

2) 明治十九年四月二十四日、大藏省訓令第五號。

來た。而して政府はこの議會の開設迄に從來よりの諸般の政務を整理するの必要を認めたとである。貸附金の如きも勿論その一であつた。蓋し貸附金の運用に關しては當時に於いて世間から可なり疑惑の眼を以て眺められてゐた事は事實であつて、この事は第一回帝國議會に於いて數人の議員より可なり詳細に亘つた質問が發せられた事によつても察せられるのである。政府も元より之を豫期して豫め出来る丈けの整理を遂げん事を努めたのである。斯くて先づ明治二十年度に於いては、貸附金中最も貸附金たるの性質に缺くる上に、其の返納の時期をも期する事の出来ない官業資本貸を貸附金より除く事とし、國庫中に官業資本金なる獨立の科目を設けて官業資本貸に屬せし五百六十三萬餘圓を之に移し、更に翌二十一年度に於いては、官有物拂下代金なる科目を國庫中に設けて、從來貸附金中民業資本貸の中に編入せられてゐた、官有物拂下代の一部（代金完納後に非ざれば官有物の所有權を拂受人に附與せざる如きもの）を除外して、其の金額三十九萬餘圓を之に移す事とした。⁴⁾斯く貸附金の種目に就いて整理を行ふと共に他方其の内容の整理に努め、明治二十一年に至り京都府外一府三十六縣に官吏を派遣して整理方針を指示し、舊藩貸・雜種貸・繰替貸に屬するものにして利引一時返納を願ふ者に限り五十ヶ年賦以内の割換を許し、負債者の中相續人又は請人・證人・代償人等に係るものにして實際貧困の者には特に五十ヶ年賦以上の利引一時返納を許し、更に最も貧困にして自活の道を失ひしもの、及び鰥寡孤獨廢疾不具にして他人の救助に依り生活する者、又は再度の水火災に罹り官の救助を受けたる者等は、特に返納の義務を免除する事とした。⁵⁾五十ヶ年賦の一割利引返納と云へば、元金百圓の負債に付き十九

3) 大藏大臣第十四回年報書、93—95頁。

4) 大藏大臣第十五回年報書、98—99頁。

5) 松方伯財政論策集(大藏省所藏寫本)、卷十。

圓八十二錢九厘を返納すればよい計算にして、元金の約八割は棄捐を受ける事となり、非常なる寛典である。政府は斯くの如き方法に依り漸次整理の歩を進めたが、而も右の整理方法に依つても尙整理せられずして依然未納のまゝ存するものが二十一年度末に九百萬圓以上存した。併し乍ら斯かる巨額の未納金も其の負債者は各府縣に跨つて數十萬人に達するのであるから一人當りの負債額は極めて僅少なるものなる上、多少共回収の見込あるものは皆上述の方法に依つて徴收し盡した後であるから、此等の未納金は多くは全然回収の見込なきものか、或は前記の方法以上の寛大なる方法に依らねば回収し得ざるものであつたのである。加ふるに會計法の實施は二十三年四月に迫り、又帝國議會の開會も同年末に迫つて來たから、政府は一層之が整理を急ぐ必要を認めて明治二十二年二月閣議を以て整理の方法を決定し、各府縣知事に令して二十二年度に於いて貸附金の大整理を行はしめた。其の整理の方法は勸業貸中の士族授産資本金に類するものを除き、其他の各種貸附金は情狀に依り八十ヶ年賦以内の一割利引一時返納を許し、又貧困にして將來徴收の見込なきものは斷然總べて棄捐に附する事としたのである。而して士族授産資本金の整理を右の方法より除外せしは、此種の貸附金は追て整理方法を攻究の上特別の處分を爲す積りであつた故である。斯くて此の整理の結果後掲の表に於て見る如く二十二年度に於て棄捐又は利引の爲の官損は九百三十三萬餘圓に達し、事實已むを得ずして返納を了せざるもののみ百十七萬餘圓を殘したのである。貸附金は以上の如くにして二十二年度に於いて殆んど整理し盡され、その以後に於いては全く其の重要さを失ふと共に更に其の性質をも變化したのである。蓋し既に述べ

6) 同上。

た如く貸附金は明治初年に在りては財政上に於ても極めて重要な地位を占めてゐたのみならず、經濟上に於ても政府の産業政策の重要な一要素を成してゐたのである。所が明治十三年に於ける政府の政策變更に因り其の以後貸附金の重要さは大いに減じたのであるが、而も尙士族授産資本の貸附も盛んに行はれたのみでなく、回收殘額も巨額に上り財政上に於いても輕視するを得ざる地位を保つてゐたのである。然るに二十二年の整理に至つて前述の如く貸附額の大部分は整理し盡されて回收殘額は極めて僅少となつたのみならず、此の時以後新規貸附の事實は殆んどなく、會まあつても後述の如く政治上又は經濟上或る特殊なる目的に出づる個別的の貸附に止り、勸業とか救助とか云ふ普遍的の目的を以て年々貸附を行ふと云ふが如き一般的の貸附は絶對に見られなくなつた。貸附金は右の如くにして大いに其の重要さを失つたのみならず、又此時以後其の性質をも變ずる事となつた。蓋し政府は二十三年度以後は、官有物貸下料・同使用料・辨償金等凡べて租税外の諸收入金にして納人の無資力の爲め一時に納付するを得ないものは、皆此の貸附金の科目中に編入し、貸附金に準じて年月賦の分納を許すか、又は納人が資力を回復する迄返納を猶豫する等の便宜の方法を採る事としたからである。斯くて貸附金の内容は此の時以後其の大部分は此等租税外諸收入金の未納を以て充たされる事となり、其の性質を一變するに至つたのである。

明治二十二年度に於ける貸附金の一大整理の後、政府は二十三年七月更めて「諸貸附金取扱順序」⁷⁾を制定し、新に据置貸なる一種目を設けて負債者の失踪・逃亡・無資力等の爲め返納の見込の

7) 明治二十三年七月二十五日、大藏省訓令第百十五號。

確實ならざるものを此の中に收容し、之に従來の舊藩貸・勸業貸・繰替貸・雜種貸を加へて五種類となし、依然府縣廳をして其の徴收整理を取扱はしめた。然るに右の中舊藩貸附金は二十五年中に於て、又繰替貸金は二十六年度中に於て夫々全部返納又は處分濟となつたので、爾後其の種目を存せざる事となつたが、更に二十七年一月以後は回收の期限を標準として貸附金を雜種貸と据置貸との二種に改め、前者は「返納期限の一定したるもの」、後者は「債務者の失踪逃亡又は無資力等に因り目下義務の履行を受け難きもの」とした。

貸附金は前述の如く二十三年度以後税外諸收入の未納金を編入せられる事となつたから、年々此等の未納金の編入の爲に新規貸附の事實の存せざるに拘らず、貸附金の總額は二十三年度以降再び年々増加するに至つた。而も此等の未納金は其の性質上其の徴收は殆んど望み難く、去り逆會計法實施の結果時效の完成を待つ以外に債權を放棄する事を得ざる事となり、二十三年以前の如く政府が勝手に棄捐等の處分をする事を得ざるが爲め、貸附金の總額は年々増加する一方であつた。併し乍ら斯くの如きは國庫に取りて何等の實益なきのみならず、徒らに政府對人民の財産關係を永く不定の状態に置くに過ぎないものであるから、明治四十四年四月に至り政府は議會の協賛を経て再び貸附金の整理を行ふ事とし、先づ従來の雜種貸なる名稱を定期貸と改めて貸附金の種類を定期貸と据置貸との二種とし、前者に屬するものに就いては最後の辨濟期より二十年、後者に屬するものに就いては貸附の日より二十年を経過したる後に於いて尙ほ債務者無資力にして將來回復の見込なしと認める場合には其の債務を免除し、以て貸附金の整理を圖つたのであ

8) 明治二十六年十二月二十六日、大藏省訓令第七十七號、諸貸附金取扱規程。

る。而して貸附金に關する規定は此の後何等の變更なく、現在に於いても同一の方法に依つて年々其の徴收及整理が行はれてゐるのである。

貸附金の新規貸出は既に述べた如く二十三年度以降一般的东西のものは其の跡を絶つた。併したゞ特殊の場合に於て特殊の目的を以てする個別的の貸附は其の後も時々行はれた。京仁鐵道引受組合貸附金(明治三十一年、百八十萬圓)、臺灣銀行貸附金(三十二年、二百萬圓)、百三十銀行貸附金(二十七年、六百萬圓)、韓國政府貸附金(二十七年、三百萬圓、四十一年、百五十萬圓)、山梨縣水害復舊費貸附金(四十一年、百三十五萬圓)、水害凶作救濟資金貸附金(大正三年、六百萬圓)、震災關係の諸貸附金(大正十二年)等は其の主なるものである。併し乍ら此等のもものは特に貸附金としての一般的研究に値するものでなく、又本稿の目的とする所でもないから、其の一々の説明は之を避ける事とする。

六 貸附金の收支

明治政府の行つた貸附金の概要は以上述べた所の如くである。然らば斯の如き貸附金の收支は如何であらうか。即ち先づ此等各種貸附金の總額、回收額、損失額等を考へて見よう。斯の如き數額を調べるには今日に在りては年々の歳入歳出決算報告書、大藏卿年報書、大藏省主稅局統計年報書等に據るの外はないのであるが、而も此等の諸報告書に於ける數字は必ずしも相一致しない。其の理由は元より種々あるであらうが、其の主なるものとして、一會計年度に於ける收支計

9) 明治四十四年四月一日、法律第五十八號、租稅外諸收入金整理ニ關スル法律、及明治四十四年四月二十一日、大藏省令第十七號、貸附金取扱規程。

算法の相異及報告書作成時期の相異等を擧げる事が出来る。即ち一の報告書に於ては一會計年度内に實際收入支出せられた現金の額を掲ぐるに反して、他の報告書に在りては現金の收支は次年度以下に行はれても形式上其の年度の收支に屬すべきものは凡て其の全額を計上する事があつた。之が報告書に依つて毎年の金額に相異のある一の理由であるが、更に又報告書作成の時期の異なる事も他の理由に數へる事が出来る。即ち前述の諸報告書の中決算報告書は概して五六年の後に提出せられるのであるが、大藏卿年報書や主税局年報書の如きは成る可く發表を急ぐが故に大抵一二年の後に公表せられるのを常とした。従つて後者の作成の際には收入未濟又は棄捐決定等のものにして前者の作成の場合に至り収入又は棄捐等の處分が確定するか、或は又棄捐取消、年賦割變更等の事故發生する事も屢々あり得る譯である。以上の如き諸理由に依つて各書の數字に差異を生するのであるが、而も斯かる差異は之を個々の年度に就いてみれば大に異なるもの、如くであるが、長期間を通じて觀察する時は其の差異は大抵平均されて總額に於ては大體一致するものである。依つて此等の諸事情をも能ふ限り考慮の中に入れて貸附金の收支計算に關する次の如き一表を作成したのである。¹⁰⁾尚ほ斯くの如き總括表以外に、貸附金の各種目別の收支計算を知る事は貸附金の研究上極めて必要であり、且つ興味ある事であるが、現在に於ては此等のもの、累年の數字を集計するの資料を得る見込のない事は甚だ遺憾である。

10) 本表は明治十二年度迄は主として歳入歳出決算報告書に據り、十三年度以後は主として大藏卿年報書の數字に據つて作成した。

年 度	前年度繰越高	増 加 額	返 納 額	損失及除算額	年度末貸高
自明治元年正月 至同 八年六月					
明治八年 年度	三、五九四、八八九	三六、五四三、三八三	一八、一四〇、三六八	七、〇七、三三六	三、五九四、八八九
同 九 年 度	九、一三三、三〇一	一、五五四、三五八	二、五四二、〇九一	二、四四四、七三三	九、一三三、三〇一
同 十 年 度	八、〇六七、二九五	一、一〇八、〇六九	一、四三一、三〇四	七二二、八〇〇	八、〇六七、二九五
同 十 一 年 度	八、一〇三、五九三	一、二四九、九七八	七四二、七九三	四七一、八六六	八、一〇三、五九三
同 十 二 年 度	七、四九五、三三〇	一、〇三二、八七二	九三九、五七七	七〇九、七七七	七、四九五、三三〇
同 十 三 年 度	七、三〇六、八二一	四、五七九、六五八	五六一、二七九	一、三四〇、〇六一	七、三〇六、八二一
同 十 四 年 度	六、九〇一、八七八	七、六三三、六二六	七四四、〇三三	九六、五五五	六、九〇一、八七八
同 十 五 年 度	一三、五八八、三二六	七、六三三、七七一	九〇七、三三〇	三三九、五三三	一三、五八八、三二六
同 十 六 年 度	一九、九七〇、九七五	四、五六四、二五四	五七六、六二二	三九四、〇九九	一九、九七〇、九七五
同 十 七 年 度	三三、七三〇、六二二	三、一四一、〇三六	三、一〇、〇九〇	一、四五一、五三六	三三、七三〇、六二二
同 十 八 年 度	一六、九八四、九五五	二、五七〇、八九四	四、六四七、七三三	四、三三六、九三三	一六、九八四、九五五
同 十 九 年 度	一八、三三六、八三三	三、六〇九、九四六	五七六、六三六	六三三、三九四	一八、三三六、八三三
同 二 十 年 度	一八、七三三、三三三	一、二四四、二六八	一、四七五、一〇六	二、二七八、四八八	一八、七三三、三三三
同 二 十 一 年 度	一〇、六七六、七七七	六、三三、九〇八	七九九、〇九七	二、三八四、七六八	一〇、六七六、七七七
同 二 十 二 年 度	九、三三二、九三〇	一、九七四、〇四九	四二一、〇八八	一、三三三、三三三	九、三三二、九三〇
合 計		七、七二五、五八二	三五、四七〇、八七六	三四、五八八、八三三	一、二七六、三八九

〔備考〕 明治二十年度に於て官業資本貸を分離して官業資本金に移算せし額五、六三六、〇八八圓、及び明治二十一年度に於て民業資本貸の一部を分離して官有物拂下代金に移算せし額三九四、四八二圓は何れも本表の損失及除算額中に包含せず。

右の表を見て第一に眼に着く事は貸附金の「増加額」が明治十四年度以降に於いて、又「損失及

除算額」が十六年度以降に於て共に著しく増加してゐる事である。併し乍ら此の事は「増加額」又は「損失及除算額」なる語の内容を吟味すれば直に了解が出来る。即ち増加額とは新規貸附金の外、貸附金利子、舊藩貸の遺漏の追加、官有物拂下代又は貸下料並に過渡辨償金等の滞納となりしもの、起業基金の貸附金及準備金の貸附金、各廳營業資本、繰替貸等所謂別途會計貸附金を常用部貸附金に編入せしもの等を包含し、又損失及除算額とは棄捐高、各廳營業資本の損失高、一時返納の際の利引高、米穀又は洋銀にて貸附けしものを金に換算して返納せしめし爲に生ぜる差減、負債者の身代限又は失踪に因る未納金、他の科目に移算せし爲め貸附金中より除算せるもの等を包含するのである。斯くて十四年度以降に於いて増加額の激増せるは準備金・起業基金其他の貸附金の繰入等主として新規貸附以外の原因に基くものであり、又十六年度以降に於いて損失及除算額の激増せるは各廳營業資本の缺損、繰替貸の切捨等主として準備金貸附の損失に歸せしものを整理せしに因るものなる事を知り得るのである。而して二十二年度に於いて損失及除算額の特に巨多なる所以は、二十三年帝國議會の開設に先だちて急いで貸附金の整理を行はんとして回収の困難なるものは此の年に於いて殆んど皆棄捐に附したからである。

次に此の表に就いて注意すべきは貸附金回収の成績が極めて不良なる事である。即ち明治元年より二十二年度迄の貸附金合計七千七百餘萬圓より右表の備考に掲げたる分離額の合計六百三萬餘圓及び二十二年度末に於ける未回収殘金百十七萬餘圓を控除したる金額六千九百九十四萬餘圓の中で回収の出來た分は僅に三千五百四十二萬餘圓にして、殘りの三千四百五十一萬餘圓は棄

捐、缺損其他の理由に依り官損に歸せしものである。元より此の中には純然たる官損に屬するもの以外に單に計算上貸附金より除算せるものをも含むものなる事は既に述べた如くである。斯かる純然たる官損に屬するものと然らざるものとの數額を精密に區別すべき資料を存せないけれども、元より其の大部分が棄捐又は缺損等純然たる官損に屬するものたる事は明らかである。而して斯かる官損の内容は之を數字的に説明する事は困難であるが其の最も大なる部分が官營業の失敗に因る損失と民間に貸附けたる救助貸・勸業貸等の貸倒れに因る損失とに在る事は疑ふべくもない。斯くの如くにして明治政府の貸附金は約其の半額が回收不能の結果に陥つたのである。貸附金が其の本質上回收を豫想せらるゝ以上少くとも政府の立場より云へば斯くの如き成績が失敗なる事は言を俟たない所である。併し乍ら他面より考ふる時は、此の回收の不成績は必ずしも明治政府の貸附金そのものゝ失敗を意味しないのである。蓋し明治政府の貸附金の目的は既述の如く之に依つて單に收益を擧げると云ふが如き點に在つたのではなく、従つて其の貸倒れの如きも政府は最初より殆んど何等意に介しなかつたものゝ如くに思はれるからである。例へば八期間歳入歳出決算報告書に於て明治元年より八年六月に至る八期間の貸附金の成績を報告したる後、「諸貸附金棄捐及び官損高ハ各己ムヲ得ザル事實アリト雖モ姑ラク之ヲ貸金ノ損失ト爲シ、之ニ對スルニ勸業貸金等ノ利子九 四萬五千圓餘ヲ以テセバ此ノ八期間ニ於テ全ク政府ノ損失ト爲リシ金員ハ僅カニ二十九萬八千六百五十圓六厘ニ止マレリ」と述べ、寧ろ其の損失額の少きを誇るかの如くに見ゆる事を以ても、政府の貸附金に對する當初の態度を覗ふ事が出来るし、更に又明

治二十四年第一回帝國議會に於いて松方大藏大臣自身が「元來政府ガ貸下金ヲ爲シタルハ敢テ利殖ヲ計ルガ爲ニ非ザルヲ以テ利引ノ爲ニ貸下元金ヲ減ジタルモノニ至リテハ之ヲ補填スルノ意アルニアラス」と公言してゐる事によつて一層明らかに貸附金の眞意が判るのである。斯くて明治政府の貸附金の回收が前述の如き不成績に終り、名は貸附金であつても其の結果から見る時は補助金又は救恤金等と大差なきに至つた事も元より多く怪しむを須むないのである。

七 貸附金の效果

前數節に於て主として明治二十三年以前に於ける貸附金の大略を述べた。最後に貸附金の效果に就いて一言を費すこととする。明治政府の貸附金の最も主なる方面が勸業と救助とに在りしは云ふ迄もないが、今此等兩方面の貸附を見るに、明治初年以來二十三年迄の間に此等の方面の貸附を受けた人員は總計二百萬人を下らずと云ふ事であるから¹²⁾。其の貸附の範圍は全國に亘つて相當廣く行き渡つたものであらうが、斯く人數が多數である丈け一人當りの借用高は極めて僅少となり、勸業貸附には一人又は一團體に對し數千圓、數萬圓を貸附けられた事は珍しくないが、救助貸附に至つては皆一戸當り數圓に過ぎなかつたのである。斯くの如き僅少の金額が災害の救助や家業の復興の爲に何等の足しにもならなかつた事は明かであり、又災害に當つて斯かる少額の金を借りる程の者が後に返納不可能に陥りし事も又怪しむに足りない所である。更に又勸業貸附を受けた者に就いて見るも、この貸附金によつて産を興し業を立て得たものは誠に寥々たるもの

12) 第一回通常會衆議院記事摘要、207頁。

13) 第一回通常會衆議院記事摘要、206頁。

であつて、借用人の大部分を占めたる士族の如きは、大抵所謂「士族の商法」の諺の通り失敗に歸して借付金を失つて了ふか、若くは差當つての窮迫を凌ぐ爲に費消して了つたのである。中には貸附金を受け乍ら之を投機に費つてしまふと云ふ様な者も少くはなかつたのである。¹⁴⁾更に又政府の貸附金の中には既述の如く各種の官營事業の資本金を包含したのであるが、斯かる官業は僅かの例外の外は何れも收支償はず年々損失を重ねて結局明治十三年政府の經濟政策の變更以後漸次民間に拂下げられ、此等の缺損は凡て貸附金の損失に歸したのである。而して此等の結果が貸附金回収の不成績を齎した主要原因なる事は既に述べた所である。斯くの如く觀察する時は明治政府の貸附金の效果は少くとも直接的には殆んど之を認める事が出来ないのである。併し乍ら更に翻つて考ふるに、明治時代の産業の發達は他に幾多の主要なる原因はあるにしても、明治初年に於ける政府の極端なる産業保護干渉政策に其の端を發してゐる事は疑ふべからざる所であつて、官業の創設經營、民業の保護助成等に依つて表現された政府の産業政策は、聽て明治中期に於ける産業の繁榮を齎し、引いては我國資本主義社會の形成を促す主要なる一因子となつたものである。即ち官業の多くは企業としての成效を收め得なかつたけれども、之によつて養成せられたる熟練なる技術や、之によつて採用せられたる新しき産業の組織等は、此等の官業が民間に拂ひ下げられた後に於いて我國の産業發達に非常な貢獻をしたものであり、又政府の保護を加へた民間事業も其の多くは失敗の結果に終つたとは云へ、之に依つて我國に於ける各種新産業勃興の氣運が醸成された事は否まれない。更に又他方に於いては士族なる階級は維新の變革に際して非常な

14) 新日本史、第二卷、1412頁。

る窮乏に陥り、政府が其の救済や授産に手を盡したにも拘らず、其の大部分は經濟革命の波瀾に押し流されて了つたのであるが、其の一部分は政府の保護政策の庇護の下に漸次經濟界に勢力を獲得し、遂には我國資本家階級の中堅を形づくるに至つたのである。¹⁵⁾而も官業の經營と云ひ、民業の奨励と云ひ、士族の保護と云ひ、此等の方面に於ける政府の保護政策は何れも主として貸附金の方法に依つて遂行せられたか、然らずんば之と甚だ密接なる關係を有したのである。斯く考へ來る時は明治政府の貸附金は、其の直接の效果は殆んど見るに足るものがなかつたとは云へ、政府の産業保護政策の一部として、之を通じて明治中期以後に於ける産業の發達及資本主義社會の形成に貢献したる間接の效果は、相當大なるものありし事は認めなければならぬであらう。

(終)

15) 本庄博士、日本社會經濟史(經濟學全集第三十卷)、626—629頁。